

宇都宮大学教育学部附属学校主任等に関する内規

制 定 昭和51年3月1日
一部改正 平成19年2月28日
一部改正 平成23年2月23日

第1条 この内規は、国立学校法人宇都宮大学組織規程第15条第2項の規程に基づき、宇都宮大学教育学部附属学校の主任等について定める。

第2条 附属学校に別表の主任等を置く。

2 主任等は、それぞれの欄に掲げる事項について、連絡調整及び指導、助言にあたる。

第3条 前条第1項の主任等は、それぞれの学校長が命ずる。

第4条 学校長は、主任等を命じた場合は、学長に報告する。

附 則

この内規は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

(宇都宮大学教育学部附属学校主任等に関する内規)

別表

学 校	主 任 等	事 項
小 学 校	教 務 主 任	教務に関する事項
	学 年 主 任	当該学年の教育活動に関する事項
	保 健 主 事	保健に関する事項
	児 童 指 導 主 事	児童指導に関する事項
	教 育 実 習 主 任	教育実習に関する事項
	研 究 主 任	教育・研究に関する事項
中 学 校	教 務 主 任	教務に関する事項
	学 年 主 任	当該学年の教育活動に関する事項
	保 健 主 事	保健に関する事項
	生 徒 指 導 主 事	生徒指導に関する事項
	進 路 指 導 主 事	進路指導に関する事項
	教 育 実 習 主 任	教育実習に関する事項
	研 究 主 任	教育・研究に関する事項
特 別 支 援 学 校	教 務 主 任	教務に関する事項
	保 健 主 事	保健に関する事項
	生 徒 指 導 主 事	生徒指導に関する事項
	進 路 指 導 主 事	進路指導に関する事項
	教 育 実 習 主 任	教育実習に関する事項
	研 究 主 任	教育・研究に関する事項
幼 稚 園	教 務 主 任	教務に関する事項
	研 究 主 任	教育・研究に関する事項